令和８年１１月１１日判決言渡

令和８年（ネ）第１０００８号　特許権侵害差止等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所令和６年（ワ）第７００６４号）

口頭弁論終結日　令和８年７月２９日

判　　決

控　訴　人　　大日本除蟲菊株式会社

同訴訟代理人弁護士　　森　本　　純

同訴訟代理人弁理士　　沖　中　　仁

被控訴人　　アース製薬株式会社

同訴訟代理人弁護士　　鮫　島　正　洋

高　見　　憲

森　下　　梓

高　玉　峻　介

主　　文

１　本件控訴を棄却する。

２　控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第１　控訴の趣旨

１　原判決を取り消す。

２　被控訴人は、原判決別紙物件目録記載１～９の各製品を製造し、譲渡し、輸出し、又は譲渡の申出をしてはならない。

３　被控訴人は、原判決別紙物件目録記載１～９の各製品を廃棄せよ。

４　被控訴人は、控訴人に対し、１億円及びこれに対する令和６年３月３０日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

第２　事案の概要等（以下、略語等は原判決の例による。）

１　本件は、発明の名称を「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」とする特許（本件特許。特許第７０２６２７０号）に係る特許権（本件特許権）を有する控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人による被告製品の製造、譲渡、輸出及び譲渡の申出が本件特許権を侵害するとして、特許法１００条１項及び２項に基づき、被告製品の製造、譲渡、輸出及び譲渡の申出の差止め並びに廃棄を求めるとともに、民法７０９条に基づく損害賠償金１７億０２１５万５９６８円の一部である１億円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

２　前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記第３の３のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の第２の２～４（２頁１５行目～３９頁２行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第３　当裁判所の判断

１　当審も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

２　本件明細書の記載

原判決「事実及び理由」欄の第３の１（３９頁４行目～５０頁１３行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

３　争点２－９（乙３４発明に基づく進歩性の欠如）について

本件の事案に鑑み、争点２－９について判断する。

⑴　乙３４発明

乙３４公報及び後掲各証拠並びに弁論の全趣旨によれば、乙３４発明の構成は以下のとおりであると認められる。

ア　乙３４発明１

１ａ③　ピレスロイド系殺虫成分とエタノールとを含有するエアゾール原液、及び液化石油ガスを加圧充填してなる定量噴霧用エアゾールバルブ付きエアゾール容器と、前記定量噴霧用エアゾールバルブに接続される噴射口が設けられた噴射ボタンと、を備えた、アカイエカ、ヒトスジシマカ等の蚊類を含む飛翔害虫防除用エアゾールであって、

１ｂ③　前記ピレスロイド系殺虫成分は、メトフルトリンであり、

１ｃ③　前記エアゾール原液は、前記ピレスロイド系殺虫成分を５．０重量%含有し、（含有量につき後記エ参照）

１ｄ③　前記噴射ボタンを１回押下したときの噴射容量が０．４ｍＬとなり、

１ｅ③　前記噴射距離２０ｃｍにおける噴射力が２５℃において６．５ｇ・ｆとなるように調整され、

１ｆ③　前記エアゾール原液は、前記噴射口から、時間の経過とともに、室内の壁や床に付着する薬剤粒子として噴射され、

１ｇ③　前記エアゾール原液を４．５～８畳の処理空間に１回噴射した場合、前記ピレスロイド系殺虫成分の噴射量が４．８ｍｇとなる（噴射量につき後記オ参照）

１ｈ③　蚊類を含む飛翔害虫防除用エアゾール（但し、自動噴霧装置本体に装着されてなる蚊類を含む飛翔害虫防除用エアゾールを除く）。

イ　乙３４発明２

２ａ③　６畳の部屋に１回噴射した場合、３時間以上にわたり防除効

果を示すことが確認されている

２ｂ③　構成１ａ③～１ｈ③を有する蚊類を含む飛翔害虫防除用エアゾール。

ウ　乙３４発明３

３ａ③　６畳の部屋に１回噴射した場合、３時間以上にわたり防除効果を示すことが確認されている

３ｂ③　構成１ａ③～１ｈ③を有する蚊類を含む飛翔害虫防除用エアゾール

エ　これに対し、控訴人は、乙３４公報には、害虫防除成分のエアゾール原液における含有量５．０重量%（上記１ｃ③）が明記されていないと主張する。

しかし、乙３４発明に対応する乙３４公報の実施例１に記載されたメトフルトリンの含有量４．０ｗ／ｖ%を、メトフルトリンの比重１．２１（乙１３）及びエタノールの比重０．７８９（乙１４）を用いて重量%に換算すると、約４．９８重量%と計算されるから、乙３４公報には、害虫防除成分のエアゾール原液における含有量５．０重量%が記載されていると認められる。

オ　控訴人は、乙３４公報には、エアゾール原液を処理空間に１回噴射した場合の害虫防除成分の４．５～８畳当たりの噴射量４．８ｍｇ（上記１ｇ③）が明記されていないと主張する。

しかし、乙３４公報の実施例１に記載されたメトフルトリンを０．４ｍＬ噴霧した場合のメトフルトリンの噴射量は、エアゾール剤中のエアゾール原液の容量及びメトフルトリンの重量比に基づき、４．８ｍｇと計算されるから、乙３４公報には、エアゾール原液を処理空間に１回噴射した場合の害虫防除成分の４．５～８畳当たりの噴射量４．８ｍｇが記載されていると認められる。

⑵　本件発明と乙３４発明の一致点・相違点

ア　本件発明と乙３４発明の一致点・相違点は以下のとおりであると認められる。

すなわち、本件発明１と乙３４発明１は、以下の相違点③１及び③２において相違し、その余の点において一致する。本件発明２と乙３４発明２は、相違点③１及び③２に加えて、以下の相違点③３において相違し、その余の点において一致する。本件発明３と乙３４発明３は、相違点③１及び③２に加えて、以下の相違点③４において相違し、その余の点において一致する。

（相違点③１）

本件発明１は、エアゾール原液が害虫防除成分を１４．３重量%以上含有するのに対し、乙３４発明１は、エアゾール原液がピレスロイド系殺虫成分を５．０重量%含有する点。

（相違点③２）

本件発明１は、エアゾール原液を処理空間に１回噴射した場合の害虫防除成分の噴射量が５．０～３０ｍｇであるのに対し、乙３４発明１は、エアゾール原液を処理空間に１回噴射した場合のピレスロイド系殺虫成分の噴射量が４．８ｍｇである点。

（相違点③３）

本件発明２は、エアゾール原液を処理空間に１回噴射した場合の害虫防除成分の効果持続時間が３３ｍ３以下の空間に対して１０時間以上であるのに対し、乙３４発明２は、６畳の部屋に対して１回噴射した場合、効果が３時間以上にわたることが確認されているものの、それより長い時間については確認されていない点。

（相違点③４）

本件発明３は、エアゾール原液を処理空間に１回噴射した場合の害虫

防除成分の効果持続時間が３３ｍ^{3}以下の空間に対して２０時間以上であるのに対し、乙３４発明３は、６畳の部屋に対して１回噴射した場合、効果が３時間以上にわたることが確認されているものの、それより長い時間については確認されていない点。

イ　これに対し、控訴人は、相違点③Ａとして、「本件発明１は、蚊類を防除対象とした定量噴射エアゾールに関する発明であるのに対し、乙３４発明１は、飛翔害虫を防除対象とした定量噴射エアゾールに関する発明であり、蚊類を防除対象に含むが、特にハエ類やコバエ類を防除対象とした発明である点」が相違点であると主張する。

しかし、乙３４発明１が、ハエ類やコバエ類も防除対象に含むとしても、蚊類を防除対象としたものに変わりない上、乙３４公報の実施例２においては、実際にアカイエカに対する防除効果も測定されているから（乙３４公報の【００３０】、【表２】）、本件発明１と乙３４発明１とが防除対象が異なるとはいえず、相違点としては認められない。

ウ　控訴人は、相違点③Ｂとして、「本件発明１は、エアゾール原液が害虫防除成分を１４．３重量%以上含有し、エアゾール原液を処理空間に１回噴射した場合の害虫防除成分の噴射量が４．５～８畳当たり５．０～３０ｍｇであり、エアゾール原液の少なくとも一部が、処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着する付着性粒子として噴射される構成を備えた発明であるのに対し、乙３４発明１は、エアゾール原液がピレスロイド系殺虫成分を５．０重量%含有し、エアゾール原液を処理空間に１回噴射した場合のピレスロイド系殺虫成分の噴射量が４．５～８畳当たり４．８ｍｇであり、付着性粒子を噴射する構成を備えていない発明である点」が相違点であると主張する。

上記主張のうち、害虫防除成分の含有量及び噴射量については、相違点③１及び③２を一体的な相違点であると認定して容易想到性を判断す

べきとの趣旨と解されるところ、後記⑶のとおり、相違点③１及び③２の容易想到性の判断は互いに関連するから、これらの相違点を一体として容易想到性を判断することとする。

他方、上記主張のうち、付着性粒子として噴射される構成の有無についてみると、本件発明１の「付着性粒子」とは、その意味について本件明細書中に格別の定義等は記載されていないから、その語義のとおり、処理空間内における蚊類が止まる露出部に対して付着性を有する粒子を意味すると解される。そして、乙３４発明１の「薬剤粒子」も、噴射口から噴射されて露出部である室内の壁や床に付着し、壁等に係留した蚊と接触することで十分な駆除効果を奏するものであるから（乙３４公報の【０００５】、【０００６】）、乙３４発明１は「付着性粒子」である「薬剤粒子」を噴射する構成を備えていると認められる。したがって、この点は相違点とは認められない。

⑶　相違点③１及び③２について

ア　乙３４公報の【００１２】には、「本発明の飛翔害虫防除方法は、ピレスロイド系殺虫成分が高濃度のエアゾール組成物を少量一定量噴霧するので、エアゾール原液中のピレスロイド系殺虫成分含有量も、１．０～３０ｗ／ｖ％程度と高濃度となる。」と記載されている。乙３４発明１のピレスロイド系殺虫成分であるメトフルトリンの含有量は４．０ｗ／ｖ％であり、これを重量％に換算すると約４．９８重量％と計算されるところ（前記⑴エ参照）、乙３４発明１において、ピレスロイド系殺虫成分であるメトフルトリンの含有量を１２ｗ／ｖ％としたとき、前記⑴エと同様に重量％に換算すると１４．４５重量％と計算される。害虫防除成分の含有量が高濃度になれば害虫防除効果が高まることは当業者にとっては明らかなことであるから、乙３４発明１において、乙３４公報の【００１２】の記載を参考に、殺虫成分であるメトフルトリンの

含有量を１．０～３０ｗ／ｖ％の範囲内である約１２ｗ／ｖ％、すなわち１４．３重量%以上となるように適宜調整することは、当業者が容易に想到することである。

そして、乙３４発明１において、メトフルトリンの含有量を１４．３重量%（約１２ｗ／ｖ％）とし、これを０．４ｍＬ噴霧した場合、メトフルトリンは約１４．４ｍｇ噴霧されると計算されるところ、この数値は本件発明１における害虫防除成分の噴射量５．０～３０ｍｇの範囲内に含まれるから、この範囲内に適宜調整することも当業者が容易に想到することである。

そうすると、相違点③１及び③２に係る構成は、いずれも当業者が容易に想到することができたと認められる。

イ　これに対し、控訴人は、当業者であれば、害虫防除成分を高濃度にし、その噴射量を多くすれば、人体やペットへの影響が増大するものと当然に理解するから、害虫防除成分を高濃度に調整する動機付けがないと主張する。

しかし、当業者にとって、飛翔害虫に対して高い駆除効果を奏し得る飛翔害虫防除方法を提供するために、乙３４公報に記載されたメトフルトリンの含有量の範囲内で害虫防除成分を高濃度にすることは当然に考え得ることである。他方、害虫防除成分を高濃度にし、その噴射量を多くした場合、そのことによって人体やペットへの影響がどのように増大するかの具体的な測定結果は本件証拠上明らかではなく、本件明細書の実施例においても人体やペットへの影響を具体的に測定した結果は何ら示されていない。また、本件発明は、害虫防除成分の含有量及び噴射量の範囲を別個に特定するものであり、両者の相関関係等を規定するものではない。そうすると、乙３４公報に記載されたメトフルトリンの含有量の範囲内において、害虫防除成分を高濃度に適宜調整する動機付

けがないということはできない。

⑷　相違点③３について

ア　乙３４公報の実施例２には、乙３４発明２のエアゾールの噴射容量を０．４ｍＬから０．６ｍＬに増やして２５㎥の部屋で噴霧した場合のアカイエカに対する害虫防除効果の測定結果が示されているところ、それによると、そのＫＴ$_{50}$値は、噴霧直後が３．７分、３時間後が５．４分、７時間後が８．５分とされている（乙３４公報の【００２８】、【００３０】【表２】中の「本発明１」）。

また、平成１３年１月２３日に公開された発明の名称を「害虫の駆除方法」とする公開特許公報（乙９。以下「乙９公報」という。）によれば、乙３４発明と同様にピレスロイド系殺虫成分を用いるエアゾールを用いた実施例１８において、３０㎥の部屋でアカイエカに対するＫＴ$_{50}$値が３時間後に４．９５～１０．０分であるものが、１２時間後でも５．１６～１１．２分とされており、３時間後と１２時間後とでほぼ同様の数値を示している。

そうすると、乙３４公報の実施例２のエアゾール（７時間後が８．５分）が、１０時間以上の害虫防除成分の効果持続時間（控訴人の主張によれば、ＫＴ$_{50}$値が１２０分以内）を有するであろうことは予測できるものと解される。

そして、乙３４公報の実施例２の上記測定結果は、害虫防除成分の含有量が５．０重量％のエアゾールを２５㎥の部屋で０．６ｍＬ噴霧したものであるところ、害虫防除成分の含有量を１４．３重量％以上としたものを３３㎥の部屋で０．４ｍＬ噴霧した場合、害虫防除成分の濃度が約３倍とされているから、噴射量が３分の２、部屋の広さが１．３２倍になることを考慮しても、同実施例２のエアゾールと同等以上の効果持続時間、すなわち少なくとも１０時間以上の害虫防除成分の効果持続時

間を有することも予測の範囲内とみることができる。

したがって、相違点③３に係る構成は、当業者が容易に想到することができたと認められる。

イ　これに対し、控訴人は、乙３４発明２において、噴射されるピレスロイド系殺虫成分の量を増やすことには阻害要因があると主張する。

しかし、前記⑶イのとおり、害虫防除成分を高濃度にし、その噴射量を多くした場合、そのことによって人体やペットへの影響がどのように増大するかの具体的な測定結果は本件証拠上明らかではないから、乙３４公報に記載されたメトフルトリンの含有量の範囲内において、害虫防除成分を高濃度に適宜調整することについて、阻害要因があるということはできない。

⑸　相違点③４について

ア　前記⑷アのとおり、乙３４公報の実施例２の測定結果から、害虫防除成分の含有量を１４．３重量％以上としたエアゾールを３３㎥の部屋で０．４ｍＬ噴霧した場合、１０時間以上の害虫防除成分の効果持続時間を有するであろうと予測できるものと認められる。

そして、乙９公報によれば、実施例１８において、アカイエカに対するＫＴ$_{50}$値が３０㎥の部屋において１２時間後に５．１６～１１．２分であるものが、２４時間後に５．７２～１４．２分とされており、数値に差異はあるものの､いずれも害虫防除効果を有する数値を示している。

そうすると、害虫防除成分の含有量を１４．３重量％以上としたエアゾールを３３㎥の部屋で０．４ｍＬ噴霧した場合、同様に、２０時間以上の害虫防除成分の効果持続時間を有することも予測の範囲内とみることができる。

したがって、相違点③４に係る構成は、当業者が容易に想到することができたと認められる。

イ　これに対し、控訴人は、乙３４発明３において、噴射されるピレスロイド系殺虫成分を高濃度にすることには阻害要因があると主張するが、前記⑷イのとおり、採用することはできない。

また、控訴人は、乙９公報の実施例は「換気回数０．１回／時間程度」の密閉空間で行われた試験の結果でしかなく、一般用医薬品及び医薬部外品としての殺虫剤の室内空気中濃度測定方法ガイドライン（甲７）に定められた０．５回／時間のわずか５分の１の値であること照らして、一般住宅等の通常の居住空間で行った試験の結果ではないから、これをもって、乙３４発明３に接した当業者において、相違点③１及び③２の数値を変更し、効果持続時間を２０時間以上とすることは想到し得ないと主張する。

しかし、本件明細書の実施例においては「閉めきった」２５㎥の部屋で蚊類防除効果確認試験を実施したと記載されているのみで（【００５５】）、換気についての記載はなく、本件明細書のその余の部分にも換気条件の記載はない。そして、上記のガイドライン（甲７）は、一般用医薬品及び医薬部外品の承認申請に当たっての添付資料のガイドラインであるから、蚊類防除効果確認試験における換気条件の技術常識であると直ちには解し難い。したがって、本件発明３における害虫防除成分の効果持続時間の測定において、換気に関する条件は明らかでないというほかない。そうすると、乙９の実施例の換気条件を理由にして、本件発明３の効果持続時間を２０時間以上とすることが想到し得ないということはできない。

⑹　顕著な効果について

控訴人は、相違点に係る本件発明１の構成は、①処理空間内にいる人やペットがエアゾール原液の粒子を吸入する量を低減し、人やペットにとって安全な蚊類防除用エアゾールを実現しつつ、長時間の防除効果を維持す

ることができるという点、②蚊類に対する長時間の防除効果という点で、顕著な効果を奏すると主張する。

しかし、上記①については、本件明細書の実施例において、人体やペットへの影響を具体的に測定した結果は何ら示されていない。また、上記②については、既に判示したとおり当業者において予測できない効果とはいえないから、いずれの点においても、本件発明１の構成が顕著な効果を奏すると認めることはできない。

⑺　したがって、本件発明は、乙３４発明に基づいていずれも当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件特許は、特許法２９条２項の規定に違反してされたものである。そうすると、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められるから、控訴人は、被控訴人に対し、本件特許権の権利を行使することができない。

４　結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第４部

裁判長裁判官

長　谷　川　　浩　　二

裁判官

伊　　藤　　清　　隆

裁判官

諸　　岡　　慎　　介